

○上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例

平成16年3月31日条例第189号

**改正**

平成17年7月7日条例第40号

平成17年11月25日条例第65号

平成19年3月26日条例第25号

平成19年12月25日条例第58号

平成20年12月19日条例第38号

平成25年9月30日条例第36号

平成26年3月27日条例第19号

平成27年12月25日条例第28号

上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、上天草市立上天草総合病院及び附属施設（以下「病院等」という。）の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収)

**第2条** 使用料等は、病院等を利用する者（以下「納入義務者」という。）から徴収する。

(使用料等の種類及び額)

**第3条** 使用料等の種類及び額は、次に定めるところによる。

- (1) 病院及び教良木診療所に関する使用料等 別表第1
- (2) 看護専門学校に関する使用料等 別表第2
- (3) 健康管理センターに関する使用料等 別表第3
- (4) 上天草訪問看護ステーションに関する使用料等 別表第4
- (5) 介護老人保健施設に関する使用料等 別表第5
- (6) 居宅介護支援センターに関する使用料等 別表第6

(使用料等の納付)

**第4条** 入院中の納入義務者、病院等を継続して利用中の学生又は職員である納入義務者、別途契約を交わし、納付すべき日を定めてある納入義務者が納付すべき使用料等は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の指定する日までに納付しなければならない。

(使用料等の減免)

**第5条** 管理者は、第3条に定める使用料等については、納入義務者が次のいずれかに該当する場合は、これを減額し、又は免除することができる。

(1) 生活困窮者で負担能力がないと認めるとき。

(2) 病院の運営上必要があると認めるとき。

(使用料等の不還付)

**第6条** 既に納付した使用料等は、返還しない。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の龍ヶ岳町立上天草総合病院使用料等徴収条例（昭和39年龍ヶ岳町条例第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年7月7日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月25日条例第65号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日条例第25号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第58号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き上天草市立上天草看護専門学校に在籍する者に係る授業料については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月19日条例第38号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 9 月30日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 改正後の上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例別表第 2 の規定は、施行日以後に入学する者から適用し、施行日前から在籍している者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月27日条例第19号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例別表第 2 の規定は、施行日以後に入学する者から適用し、施行日前から在籍している者については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係） 病院及び教良木診療所に関する使用料等

件名	区分	金額	備考
一般診療	診療報酬	1 点につき10円	健康保険法、老人保健法の規定による療養に要する費用の額の算定方法による告示額その他法令の定めるところによる。
入院時食事療養費	診療報酬	算定額	健康保険法、老人保健法の規定による入院時食事療養費、老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用

			の額の算定に関する基準による。
産科診療 (保険診療を除く。)	診療報酬	協定料金に準ずる。	日本母性保護医協会熊本 県支部天草分会
歯科診療 (保険診療を除く。)	診療報酬	協定料金に準ずる。	熊本県歯科医師会
交通事故による診療	診療報酬	協定料金に準ずる。	点数は一般診療に準ずる。 (熊本県医師会)
特別室	使用料	10,800円以内で別に定め る。	
文書料	手数料	協定料金に準ずる。	天草郡市医師会
健康診断料	診療報酬	協定料金に準ずる。	天草郡市医師会 ただし、団体の場合、別途 契約料金
患者外給食料	食費	実費	実費を下らない額で別に 定める。
検査センター	検査料	契約金額	天草郡市医師会
特定療養費	診療報酬	1点につき10円	180日を超えて入院した場 合、診療報酬が減額される 基本点数の15%以内の額
その他	利用料	実費	実費を下らない額で別に 定める。

別表第2 (第3条関係) 看護専門学校に関する使用料等

件名	区分	金額	備考
授業料	利用料	前期 145,000円 後期 145,000円	
受験料	手数料	1人につき 20,000円	
入学金	利用料	1人につき 200,000円	

		ただし、本人又はその保護者が上天草市内に住所を有する場合は、1人につき170,000円とする。	
文書料	手数料	1通につき 500円	
その他	利用料	実費	実費を下らない額で別に定める。

別表第3（第3条関係） 健康管理センターに関する使用料等

件名	区分	金額	備考
集団検診	利用料	契約料金	
医療相談	利用料	無料	費用を伴う場合は費用相当額を徴収することができる。
予防接種	利用料	実費	
文書料	手数料	協定料金に準ずる。	
健康診断	利用料	協定金額	別途定める。
その他	利用料	実費	

別表第4（第3条関係） 上天草訪問看護ステーションに関する使用料等

件名	区分	金額	備考
利用料	診療報酬	1点につき10円	健康保険法、老人保健法の規定による利用に要する費用の算定方法による告示額
利用料	介護報酬	1単位につき10円	介護保険法の規定による利用に要する費用の算定方法による告示額
その他	利用料	実費	実費を下らない額で別に定める。

別表第5（第3条関係） 介護老人保健施設に関する使用料等

件名	区分	金額	備考
利用料	介護報酬	1 単位につき10円	介護保険法の規定による利用に要する費用の算定方法による告示額
居住費・食費	利用料	算定額	介護保険法の規定による利用に要する費用の算定方法による告示額
その他	利用料	実費	実費を下らない額で別に定める。

別表第6（第3条関係） 居宅介護支援センターに関する使用料等

件名	区分	金額	備考
利用料	介護報酬	1 単位につき10円	介護保険法の規定による利用に要する費用の算定方法による告示額
その他	利用料	実費	実費を下らない額で別に定める。